

○石川県警察職員被服等貸与規程

〔昭和37年9月5日〕
石川県警察本部訓令第15号

最終改正 平成30年3月23日警察本部訓令第9号

石川県警察職員被服等貸与規程を次のように定める。

石川県警察職員被服等貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、石川県警察に勤務する警察官及び交通巡視員以外の職員（以下「職員」という。）の業務遂行上必要とする被服等の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸与する職員の範囲、被服等の種類、数量及び標準年数等）

第2条 被服等を貸与する職員（以下「被貸与者」という。）の範囲、貸与する被服又は作業用物品（以下「貸与品」という。）の種類、数量及び標準年数は、別表に定めるところによる。

2 所属長（本部にあっては会計課長をいう。以下同じ。）は、業務上必要があるときは、予算の範囲内において、被貸与者に貸与品を貸与する。

3 所属長は、別表に定める標準年数を経過した後においても、貸与品が使用に耐える場合は、引き続きその貸与品を貸与する。

（貸与品の着用）

第3条 被貸与者は、貸与の目的に従い業務遂行中貸与品を着用しなければならない。ただし、所属長が認めた場合は、この限りでない。

（貸与品の取扱い）

第4条 被貸与者は、貸与品を業務以外の用途に使用してはならない。

2 被貸与者は、貸与品を自己の責任において常に清潔に保全しなければならない。

3 被貸与者は、貸与品の保全に関し、通常必要とする経費を負担しなければならない。ただし、警察本部長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

（亡失等の措置）

第5条 被貸与者は、貸与品を亡失又は毀損した場合は、速やかに所属長に届け出なければならない。

2 被貸与者は、貸与品を亡失又は毀損した場合において善良な管理を怠ったときは、法令の定めるところにより弁償しなければならない。

3 所属長は、被貸与者が貸与品を亡失した場合、又は毀損したため代替品の貸与を要すると認めた場合は、再貸与するものとする。

(貸与品の返納)

第6条 貸与品が使用に耐えなくなったとき、又は被貸与者が退職、休職若しくは貸与品の貸与を受けない職員となったときは、被貸与者又はその家族は、貸与品を速やかに返納しなければならない。ただし、所属長が特別の事由により貸与品を返納することが適当でないと認めた場合は、この限りでない。

(個人別被服等管理簿)

第7条 所属長は、個人別被服貸与管理簿(別記様式)を備え付け、常に貸与品の貸与状況を把握し、その取扱いを厳正にしなければならない。

第8条 削除

附 則

1 この訓令は、昭和38年4月1日から施行する。

2 この訓令施行の際、現に貸与を受けている被服または作業用物品は、この訓令の規定により貸与を受けたものとみなす。ただし、貸与期間は、この訓令の規定にかかわらず警察本部長が別に定めるところによる。

附 則(昭和38年4月1日警察本部訓令第8号)

この訓令は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年3月31日警察本部訓令第4号)

この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年11月10日警察本部訓令第11号)

この訓令は、昭和42年11月10日から施行する。

附 則(昭和45年12月1日警察本部訓令第11号)

この訓令は、昭和45年12月1日から施行する。

附 則(昭和47年10月20日警察本部訓令第36号)

この訓令は、昭和47年10月20日から施行する。

附 則(昭和49年2月26日警察本部訓令第2号)

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日警察本部訓令第3号)

この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月15日警察本部訓令第5号)

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年7月17日警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則（昭和55年7月3日警察本部訓令第10号）

この訓令は、昭和55年7月15日から施行する。

附 則（昭和57年7月5日警察本部訓令第14号）

この訓令は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則（昭和58年12月27日警察本部訓令第12号）

この訓令は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月19日警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年12月1日警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則（平成元年7月25日警察本部訓令第14号）

- 1 この訓令は、平成元年8月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の石川県警察の組織等に関する訓令の規定（ただし、別表第1及び別表第4中の通信指令官に係る部分を除く。）、第2条の規定による改正後の石川県警察における事務の専決に関する訓令の規定、第3条の規定による改正後の石川県警察職員被服等貸与規程の規定及び第4条の規定による改正後の石川県警察の警察官等の服制及び服装に関する訓令の規定は、平成元年7月1日から適用する。

附 則（平成4年6月29日警察本部訓令第12号）抄

この訓令は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成4年6月30日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成11年2月1日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月15日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月26日警察本部訓令第14号）

- 1 この訓令は、平成13年12月26日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の石川県警察職員被服等貸与規程の規定及び第2条の規定による改正後の石川県警察官等の被服の支給及び装備品貸与に関する条例

施行に関する訓令の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成16年11月26日警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成16年11月26日から施行する。

附 則（平成19年9月11日警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成19年9月11日から施行する。

附 則（平成26年3月17日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成26年3月31日から施行する。

附 則（平成30年3月23日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成30年3月30日から施行する。

別表（第2条関係）

被 貸 与 者	貸与品の種類	数 量	貸与期間
自動車整備業務に従事する職員	制 服(冬・夏)	各1	3年
	作 業 服	1	3年
	ゴ ム 長 靴	1	3年
	綿 手 袋	2	1年
術科指導員（柔道・剣道・逮捕術・拳銃・救急法）	術科指導員の章	2	永年
少年警察補導員	防 寒 服	2	4年
	雨 衣	1	3年
	短 靴	1	1年
	長 靴	1	2年
	く つ 下	6	1年
庁務に従事する職員	作 業 服(冬・夏)	各1	2年
	防 寒 服	1	5年
	雨 衣	1	3年
	ゴ ム 長 靴	1	2年
	ゴ ム 前 掛 け	1	1年
	ゴ ム 手 袋	1	1年
	綿 手 袋	3	1年
文書業務に従事する職員	作 業 服	1	1年
庁舎案内業務に従事する職員	事 務 服(冬・夏)	各1	2年
資料送受信業務に従事する職員	作 業 服	1	1年
照会センターにおいて照会業務に従事する職員	作 業 服	1	1年
健康管理業務に従事する職員	作 業 白 衣	1	1年
工事等の現場指導監督等の業務に従事する職員	作 業 服	1	1年
	ゴ ム 長 靴	1	3年
	綿 手 袋	2	1年
	保 護 帽	1	永年
	安 全 靴	1	3年
航空機の整備業務に従事する職員	航 空 服(冬・夏)	各1	3年
	航 空 服(盛 夏)	1	1年

	航空作業服(冬・夏)	各1	3年
	航空作業服(盛 夏)	1	1年
	航 空 防 寒 服	1	5年
	航空ヘルメット	1	5年
	航 空 マ フ ラ ー	1	1年
	航空防塵眼鏡	1	5年
	航 空 手 袋	1	2年
	航 空 隊 隊 章	1	永年
	航 空 帽(冬・夏)	各1	3年
	航空作業帽(冬・夏)	各1	2年
	航 空 靴	1	3年
火薬類等危険物の立入検査に従事する職員	作 業 服	1	1年
	保 護 帽	1	永年
	安 全 靴	1	3年
	雨 衣	1	3年
	綿 手 袋	2	1年
写真業務に従事する職員	作 業 白 衣	1	1年
	作 業 ズ ボ ン	1	1年
法医及び理化学の業務に従事する職員	作 業 白 衣	1	1年
	作 業 ズ ボ ン	1	1年
凶化業務に従事する職員	作 業 服(冬・夏)	各1	2年
	雨 衣	1	3年
	防 護 帽	1	永年
	ゴ ム 長 靴	1	3年
交通規制、交通管制の業務に従事する職員	作 業 服(冬・夏)	各1	2年
	ゴ ム 長 靴	1	3年
自動車運転免許技能試験に従事する職員	制 服(冬・夏)	各1	3年
	制 帽(冬・夏)	各1	4年
	防 寒 服	1	5年
	雨 衣	1	3年
	ゴ ム 長 靴	1	3年
	白 手 袋	2	1年

	盛夏ワイシャツ	1	1年
運転免許の作成及び登録業務に従事する職員	作業白衣	1	1年
	作業ズボン	1	1年
運転免許適性検査業務に従事する職員	作業白衣	1	1年
	作業ズボン	1	1年
調理炊事業務に従事する職員	調理衣	1	1年
	調理帽	1	1年
	ゴム前掛け	1	1年
	ゴム手袋	1	1年
	ゴム長靴	1	1年
遺失物業務に従事する職員	作業服	1	1年
船艇乗務、船艇整備の業務に従事する職員	制服(冬・夏)	各1	4年
	制帽(冬・夏)	各1	4年
	防寒服	1	5年
	雨衣	1	3年
	ゴム長靴	1	3年
	綿手袋	3	1年
	作業服	1	1年
	作業帽	1	1年
	盛夏ワイシャツ	1	1年
ゴム手袋	1	1年	

別記様式

個人別被服等管理簿

被貸与者	所属		職名		氏名		
貸与品名		標準 年数	貸与 年月日	被貸与者 受領印	返納 年月日	担当者 受領印	摘要
			・ ・		・ ・		
			・ ・		・ ・		
			・ ・		・ ・		
			・ ・		・ ・		
			・ ・		・ ・		
			・ ・		・ ・		

別記第2号様式 削除